

調整結果報告第11号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第5回 第14回	平成16年5月21日 平成16年12月24日	決定	第6回 第14回	平成16年6月25日 平成16年12月24日
【調整方針】					
1 忠類村の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。					
2 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。					
3 <u>職員の種類及び役職については、合併時に再編する。</u>					
4 給料については、次のとおり取り扱うものとする。なお、現職員については、新町において速やかに給料の格差是正を図る。 (1) 給料表については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 (2) 初任給基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。 (3) 級別職務分類については、合併時に再編する。 (4) 級別資格基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。					
5 <u>諸手当については、次の区分により調整する。</u> 現行のとおり新町に引き継ぐもの 合併時に統合するもの — <u>合併時に再編するもの</u> 合併時に廃止するもの					
6 <u>退職勧奨制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。</u>					

(別紙)

協議項目	11 一般職の職員の身分の取扱い		
決定されている調整方針	3 職員の種類及び役職については、合併時に再編する。 5 諸手当については、次の区分により調整する。 合併時に再編するもの 6 退職勧奨制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
職員の種類及び役職	<p>【事務吏員】</p> <p>《部長職》 部長、室長、支所長 《課長職》 課長、参事、所長 《課長補佐職》 次長、主幹、場長、副所長 《係長職》 係長、副主幹、職長 《係職》 主査、主任、主事</p> <p>【技術吏員】</p> <p>《部長職》 部長 《課長職》 課長、所長 《課長補佐職》 副所長、主幹 《係長職》 主任技師、係長 《係長相当職》 技師長、保育所長、保育士長、職長 《係職》 栄養士、主査、主任、技師、保健師、保育士、車両技師、汽缶技師、飼育技師、営繕技師、業務員、用務員</p>	<p>【吏員】</p> <p>《課長職》 課長、ふれあいセンター福寿所長、在宅介護支援センター所長、高齢者生活福祉センター施設長 《課長補佐職》 主幹 《係長職》 係長 《係長相当職》 主査 《係職》 主任、主事、技師</p>	<p>【事務吏員】</p> <p>《部長職》 部長、室長、支所長 《課長職》 課長、参事、所長 《課長補佐職》 次長、主幹、場長 《係長職》 係長、副主幹 《係長相当職》 保育所長 《係職》 主査、主任、主事</p> <p>【技術吏員】</p> <p>《部長職》 部長、室長、支所長 《課長職》 課長、参事、所長 《課長補佐職》 次長、主幹、場長 《係長職》 係長、副主幹 《係長相当職》 技師長、保育所長、保育士長 《係職》 主査、主任、技師、保健師、栄養士、保育士</p>

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
職員の種類及び役職(つづき)	【その他の職員】 吏員以外の職 主事補、技師補、保育士、栄養士、技手、業務員、用務員、業務補、用務補	【その他の職員】 吏員以外の職 主事補、技師補、自動車運転手、事務生、公務補	【その他の職員】 吏員以外の職 主事補、技師補、保健師、栄養士、保育士
諸手当	【住居手当】 <u>平成17年4月改正</u> 自己の所有に属する住宅に居住している職員 <u>14,000円</u> 借家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 ア.月額23,000円以下の家賃の場合 <u>12,000円</u> を控除した額 イ.月額23,000円を超える家賃の場合 <u>23,000円</u> を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)に <u>11,000円</u> を加算した額	【住居手当】 自己の所有に属する住宅に居住している職員 11,000円 借家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 ア.月額23,000円以下の家賃の場合 12,000円を控除した額 イ.月額23,000円を超える家賃の場合 23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)に11,000円を加算した額	【住居手当】 自己の所有に属する住宅に居住している職員 14,000円 借家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 ア.月額23,000円以下の家賃の場合 12,000円を控除した額 イ.月額23,000円を超える家賃の場合 23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)に11,000円を加算した額
退職勧奨制度	・対象者及び事由 退職時の年齢が50歳以上で、次に掲げる事由のいずれかに該当し、勧奨を行うことが適当と認められる者 勤続年数が20年以上、係長及び相当の職以上の役職の者又はこれらの職にあった者で、後進に道をゆずる場合 希望退職募集期間内(5月1日から5月31日)に申し出た場合 その他町長が必要と認めた場合	・対象者 勤続期間20年以上、当該年度において年齢が58歳に達する者。(特殊な事由のある者55歳以上) ・事由 人事管理を円滑に行い、行政組織の活性化を図る必要がある場合 主幹以上の職にある者で、後進に道を譲る場合 その他村長が特に必要と認めた場合	・対象者及び事由 退職時の年齢が50歳以上で、次に掲げる事由のいずれかに該当し、勧奨を行うことが適当と認められる者 勤続年数が20年以上、係長及び相当の職以上の役職の者又はこれらの職にあった者で、後進に道をゆずる場合 希望退職募集期間内(5月1日から5月31日)に申し出た場合 その他町長が必要と認めた場合

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
退職勧奨制度 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勧奨の時期及び方法 勧奨は文書にて、勧奨の日から30日以内に退職願提出 勧奨は、その年度の6月30日までに 行う。 ・ 退職の期限 当該年度の末日（特別の事情があると認めるときはこの限りでない） ・ 勧奨退職時の特別昇給 3号給の特別昇給 (1) 1号給については退職予定日から起算して6月前の日とする。 (2) 1号給以外の特別昇給については退職日とする。 (3)退職予定日が、退職願を受理した日から起算して6月に満たない場合は、全ての号給の特別昇給を退職日にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勧奨の時期及び方法 勧奨をするときは、毎年5月1日までに文書で行う 勧奨を受けた職員は、その日から30日以内に回答 ・ 退職の時期 当該年度の末日。（職員の願い出により随時退職を承認することができる。） ・ 勧奨退職時の特別昇給 58歳以下 2号俸 56歳以下 3号俸 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勧奨の時期及び方法 勧奨は文書にて、勧奨の日から30日以内に退職願提出 勧奨は、その年度の6月30日までに 行う。 ・ 退職の期限 当該年度の末日（特別の事情があると認めるときはこの限りでない） ・ 勧奨退職時の特別昇給 3号給の特別昇給 (1) 1号給については退職予定日から起算して6月前の日とする。 (2) 1号給以外の特別昇給については退職日とする。 (3)退職予定日が、退職願を受理した日から起算して6月に満たない場合は、全ての号給の特別昇給を退職日にする。 <p>平成18年2月6日から平成20年3月31日までの間にこの制度の適用を受けて退職する職員に限り、5号給の特別昇給とする。</p>